

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の背景と趣旨

わが国は、平成27年（2015年）には第1次ベビーブームの世代といわれる方が65歳以上となり、4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えます。知多北部広域連合においても、平成26年の高齢者人口は73,065人、高齢化率21.5%と推計され、平成37年（2025年）には高齢化率がピークを迎えると予測されます。

このような中、高齢者が地域で安心して暮らせるように、また、高齢者の生活を地域全体で支えることができる体制を整えることが重要になっています。

こうした背景を踏まえ、当広域連合は第3期（平成18年度から平成20年度）及び第4期（平成21年度から平成23年度）介護保険事業計画の策定に際して設定した、目標の最終年度となる平成26年度に至る最終段階の位置付けとして、第5期介護保険事業計画を策定しました。

## 2 計画の期間

本事業計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。また、計画の見直しは各計画期間の最終年度に行い、次期事業計画を策定します。

■表1-2-1 事業計画の期間

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第4期計画								
		●見直し	第5期計画					
					●見直し	第6期計画		
								●見直し

## 3 計画の法的根拠

本事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定します。

## 4 計画の目的と目標

本事業計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現の一翼を担うことを目的として、介護保険事業の役割として次の目標を掲げました。

### (1) 適正な介護給付

#### ① 居宅系サービスの充実

高齢者が可能な限り在宅での生活を継続できるよう、居宅系サービスの充実に図ります。

#### ② 介護保険施設等の重度者への重点化

居宅系サービスの充実に図ることにより、介護保険施設については、より重度の高齢者に重点を置きます。

### (2) 地域支援事業の充実

#### ① 介護予防の推進

誰もが参加しやすいよう介護予防事業の体制を整備し、介護予防効果の向上を図ります。

#### ② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターを中心とした地域のネットワーク機能の強化を推進し、増加する地域の相談業務や認知症対策、高齢者虐待などの支援困難事例への対応のさらなる充実・強化を図ります。

## 5 計画の策定体制

### (1) 策定方法

介護保険事業計画は、東海市、大府市、知多市、東浦町（以下「関係市町」という。）で作成される老人福祉計画と一体のものとして作成します。このため、広域連合及び関係市町が基本的な方向性の統一を図り、お互いが連携し取り組めるよう、関係市町の首長で構成する広域連合会議、関係市町部課長会議及び関係市町担当者会議を定期的を開催しています。

また、本事業計画の策定に当たっては、愛知県の施設整備等に関する広域調整

との整合性を図るため、愛知県の関係部局との協議を行うとともに、計画の策定に当たっては、パブリックコメントを実施し、広く住民の意見を取り入れるよう努めました。

## (2) 事業計画策定への住民参加

本事業計画の策定には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められることから、介護保険事業計画推進委員会を設置して計画の策定に当たりました。介護保険事業計画推進委員会委員24名（P.100 参照）の構成は、次のとおりです。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| ○ 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する者    | 4名 |
| ○ 保健及び福祉団体を代表する者        | 5名 |
| ○ 介護保険の被保険者を代表する者（公募委員） | 4名 |
| ○ 介護保険サービス提供者を代表する者     | 7名 |
| ○ 識見を有する者               | 2名 |
| ○ その他広域連合長が特に必要と認める者    | 2名 |

なお、「介護保険の被保険者を代表する者」は、公募により関係市町から第1号被保険者及び第2号被保険者からそれぞれ2名ずつ選出し、その他にも老人クラブの代表者、民生・児童委員の代表者などを委員として委嘱し、積極的に住民の意見を反映させています。

さらに、より地域の実情に沿ったニーズを把握するため、日常生活圏域特別委員会（P.46、P.101 参照）を設置し、日常生活圏域における課題やニーズの把握を行いました。

## (3) 住民への周知

介護保険事業計画推進委員会の開催に当たっては、会議を公開し傍聴を広く住民等に対して実施するとともに、当広域連合のホームページに会議資料及び議事録を掲載するなど、事業計画の見直し作業の状況を公開しています。

また、事業計画書を広域連合のホームページに掲載するとともに、事業計画書の概要版を関係市町窓口へ配布し、さらに関係市町の広報等により周知を図っています。